

2021年7月9日

内閣総理大臣
菅 義 偉 様

U A ゼンセン
会 長 松浦 昭彦
(公印省略)

緊急事態宣言等に伴う飲食店等への支援を求める要請

政府は、7月8日、東京都に対し4度目となる緊急事態宣言を発出し、沖縄県についてはその期限の延長並びに埼玉県等に対するまん延防止等重点措置の期限の延長を決定しました。

U A ゼンセンは、フードサービス産業で働く約15万名の組合員を組織しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、フードサービス産業は、およそ1年半にわたり、愚直に政府や自治体の要請に応じ、休業や営業時間の短縮、酒類提供の停止など極めて厳しい営業制限を受け入れてきました。しかし、その代償は大きく、フードサービス産業ではコロナ禍により5,000を超える店舗が閉鎖し、従事する労働者は十分な収入を得ることができず、相当数が離職しました。およそ25兆円規模の産業はその存亡を危惧するほど毀損しました。

この間、ワクチン接種が進み、6月21日には3度目の緊急事態宣言が解除されたため、飲食店等の営業回復を期待したところです。また、飲食店に対する第三者認証制度が導入されるなど、感染防止と営業継続の実現に向け、ようやく一縷の希望が見え始めました。しかしその矢先に、この度の緊急事態宣言の発出、期限の延長およびまん延防止等重点措置の期限の延長により、再び強い営業制限が課せられることについては、率直に申し上げて驚き、落胆し、憤りを禁じえません。

U A ゼンセンは、国民総出でこの難局を乗り越えなければならず、そのためにフードサービス産業が実施すべき対策は徹底する次第ですが、下記の通り、政府による支援を強く求めます。

記

1. 緊急事態宣言を発出する必要性等の説明と感染防止対策の周知について

以下の内容について国民に対し分かりやすく示すこと。

- (1) 今回の緊急事態宣言を発出する必要性
- (2) 飲食店等に対し営業制限を課す根拠

また、飲食店等における感染防止対策の必要性を国民に周知し、国民総出で事態を収束するよう政府が主導して対策を講じること

2. 飲食店等に対する営業制限について

緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置の対象地域の飲食店等について、以下に該当する場合は休業や営業時間の短縮、酒類提供の停止などの営業制限を一律的に適用せず、撤廃または緩和すること。

- (1) 飲食店等における感染防止のための業種別ガイドラインに基づく対策が講じられている、または第三者認証を受けているおよびそれと同等以上の対策を行っていると認められる飲食店等
- (2) 店舗の構造上あるいは営業形態などにより、上記ガイドラインに基づく対策が困難であるが、客観的に見て必要とされる感染防止対策を行っていると認められる飲食店等

3. 雇用を維持するための事業継続支援について

雇用維持の観点から、感染収束が確実に見通せる時期まで10月以降も雇用調整助成金の特例措置を延長することなどの対策を講じること。

また、営業制限に協力する事業者に対し、協力金の迅速な支給や増額による事業継続支援を行うこと。

なお、東京都をはじめ結婚式場が協力金の支給対象外となっている場合は、支給対象とすること。

4. 政府や自治体の要請に応じない飲食店等への対応について

以下の飲食店等に対し取り締まりをより一層強化すること。

- (1) 政府や自治体の要請に応じない飲食店等
- (2) 感染防止対策が不十分な飲食店等

また、協力金の不正受給が起らないよう対策を講じること。

以上